

海老名市立小中学校
「学校の新しい生活様式」ガイドライン
(改訂版 2023. 4. 1)



健康観察



手洗い



咳エチケット



換気



密集回避



密接回避



密閉回避

海老名市教育委員会

はじめに

「新型コロナウイルス感染症」が初めて日本で確認されて3年が経過いたしました。この3年間で、ワクチンや治療薬等の開発が進んだこともあり、基本的な感染症対策は講じつつも、世界的に「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」として、日常生活を取り戻しつつあります。そのような中、国は感染症法の分類において新型コロナウイルス感染症を5月8日に危険度の高い「2類相当」から季節性インフルエンザ並みの5類に位置付けるとしています。

また、2月10日に、マスクの着用の考え方の見直し等について通知が出され、マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすること、またこの見直しは3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することが示されました。

併せて、卒業式におけるマスク着用についても、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することについても示され、各校において対応しております。

今回のガイドラインの改訂は、このような全国的な動きを踏まえ、令和5年度の新学期を円滑に迎え、教育活動を進めていくことができるようにするために行うものです。

子どもたちの命と健康を守ることを大前提に、感染症を正しく理解し、正しく恐れて、学校教育活動を継続していくという考えは、これまでと変わるものではありません。

なお、本ガイドラインについては、日々状況が変化していることから、市内小中学校の対応について、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直していくものとします。

目 次

1. 海老名市の方針について	……………	3
2. 基本的な保健衛生について	……………	4
3. 活動場面ごとの制限について	……………	5
4. 感染が疑われる場合の対応について	……………	6
5. 欠席する児童生徒への配慮・学びの保障について	……………	10
6. 児童生徒の心のケア等について	……………	11

1. 海老名市の方針について

- 地域の感染レベルは定めないこととする。
- 学校教育活動全般において活動の制限はなしとする。
- 学校教育活動全般においてマスクの着用をしないことを基本とする。
- ※ マスクの着脱については本人及び保護者の意思を尊重する。

放課後の活動（あそびっ子、まなびっ子、PTA 活動等を含む）においてもコロナ禍前と同様の制限なしの活動とします。

2. 基本的な保健衛生について

①健康観察 ～毎朝、体の調子をチェックしよう～

- 登校前に、児童生徒本人の健康状態を、学校等連絡サービス SumaMachi 健康管理機能(小学校)や健康管理カード(中学校)で学校に知らせる。
- 児童生徒本人に発熱等体調不良の症状がある場合、家族が新型コロナウイルス陽性になった場合は登校を控える。
- 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、教職員が検温および健康観察等を行う。

②手洗い ～場面が変わるときを意識しよう～

- 次の場面を意識し、手洗い(うがい)の励行をする。
 - ・外から教室に入るとき
 - ・咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
 - ・食事の前後
 - ・掃除の後
 - ・トイレの後



③咳エチケット ～人のいない方向に体の向きを変えよう～

- 咳・くしゃみをするときに、ティッシュ・ハンカチ・服の袖をつかって口や鼻をおさえる。
- 間に合わず手のひらで飛沫を受け止めた場合は、すぐに手を洗う。
- しばらく咳やくしゃみがおさまらない場合は、マスクをする。



④換気 ～休み時間ごとに窓をあけよう～

- 授業中は常時窓を開ける必要はない。気候や授業環境に配慮する。
- CO₂ モニターを活用する。
 - ※二酸化炭素濃度基準：1000ppm 以下
- 空気の流れを阻害するパーティション等はとり除く。
- 換気する場合は、2方向の窓を同時に開ける。
- エアコン使用時においても換気を行う。
- 適切な室温(18℃以上 28℃以下)を維持するように



二酸化炭素濃度が 1000ppm 以下を保てるようにする。超えた場合はすぐに換気が必要。
(参考：令和4年7月14日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)

努めるとともに、児童生徒の服装に配慮する。

3. 活動場面ごとの制限について

学校教育活動全般において制限なしとする

➤ 各教科等

- 机や体を向かい合わせにした活動・話し合い活動
- 柔道等、体を組み合う学習
- 身体的接触（握手・手つなぎ・肩組みなど）
- 合唱、リコーダー・鍵盤ハーモニカの演奏や学習
- 水泳学習
- 調理実習
- 集団で集まる活動（儀式的行事・朝会・集会・総合の学習・特別活動等）



➤ 給食・昼食

- 食事中に机を向かい合わせにすること
- 食事中に会話をすること
- おかわりのときに、自分でよそいに行くこと



ただし、給食の配膳・調理実習については、衛生管理としてマスクの着用をする。

➤ 清掃活動

- モップや雑巾を使用すること
- トイレ掃除を行うこと



➤ 遠足（旅行）・集団宿泊的行事

実施の判断は学校長とし、判断に迷う場合は市教育委員会と相談する。

- グループ活動・班活動
- 公共交通機関を使った移動
- 衣食・入浴・就寝をともにすること



➤ 運動会・体育祭・クラブ活動・委員会活動・部活動・その他の学校行事

実施の判断は学校長とし、判断に迷う場合は市教育委員会と相談する。

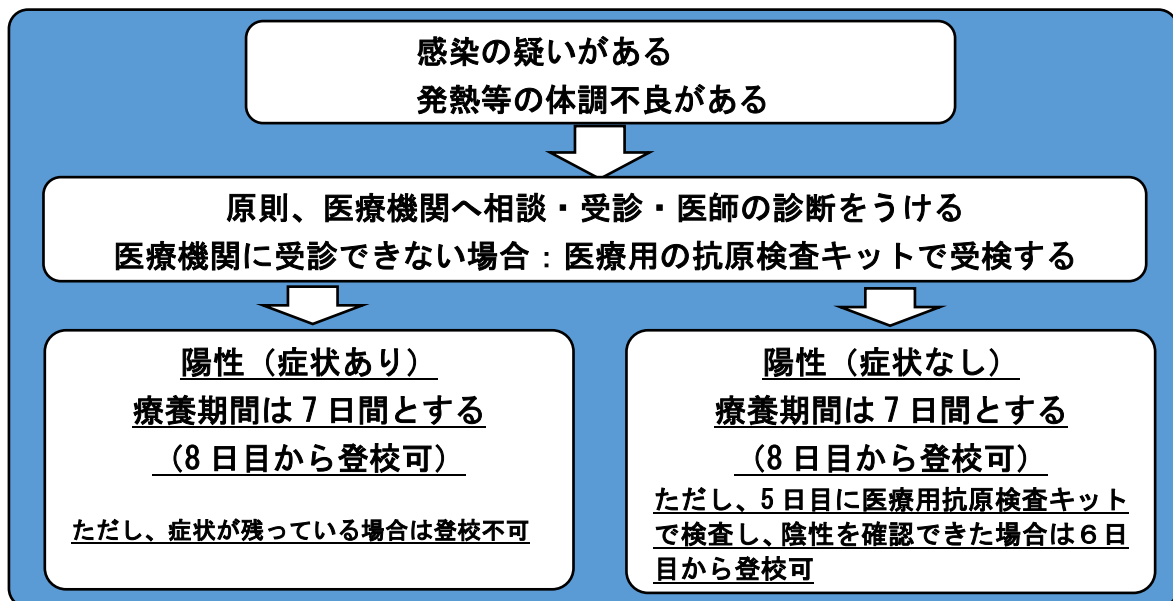
- 声だし応援
- 食を扱う活動
- 身体的接触（握手・手つなぎ・肩組みなど）



ただし、部活動等で大会に出場する場合は中学校体育連盟等のきまりに則って行う。

4. 感染が疑われる場合の対応について

新型コロナウイルス感染症に関する対応フロー（児童・生徒・教職員）



◆発熱等の体調不良がある場合

医療機関へ相談・受診を原則とする。

※医療逼迫等により医療機関へ受診が難しく、医療用の抗原検査キットを使用した場合、陰性の判定かつ体調不良がなく無症状になるまでは自宅で療養をする。無症状になったら登校・出勤を可とする。

※学校へ「療養証明書」や「陰性証明」等の提出は必要ない。

◆同居の家族等が新型コロナウイルス陽性になった場合

待機期間は感染者との最終接触日から5日間とする。2日目及び3日目に抗原検査キット（医療用）で両日とも陰性を確認した場合3日目から解除可能となる。

ただし、待機期間の解除後も一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは体調の変化に留意し、感染症対策の徹底をする。

【教育委員会】

- ・文科省、県教委、保健福祉事務所へ報告
- ・庁内関係者、報道機関へ情報提供

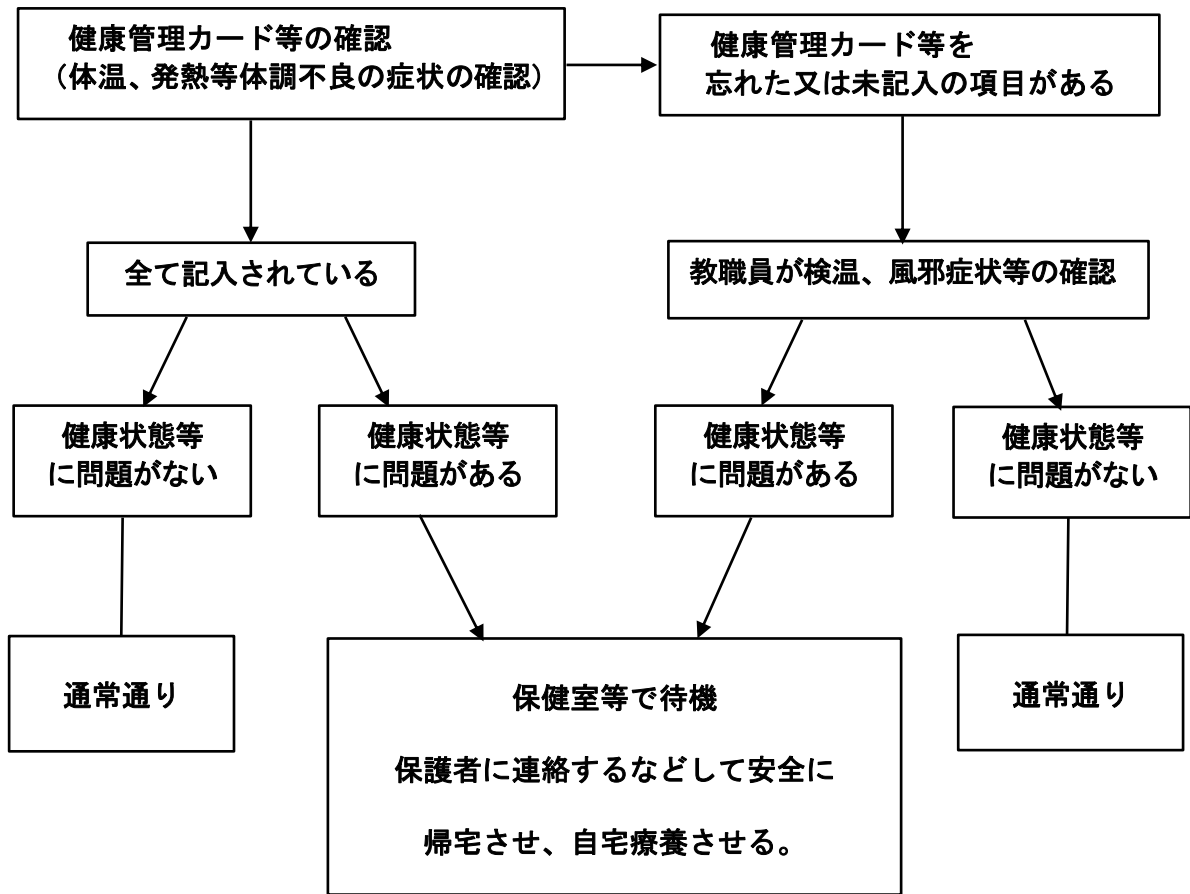
【学校】

- ・教職員等へ状況説明
- ・保護者通知（臨時休業）
- ・臨時休業期間中の学習課題の準備
- ・再開に向けての準備

○臨時休業を行う場合（学校保健安全法 20 条）

- ・規模（学級・学年・学校）の決定
- ・期間の決定

◆ 健康管理カード等（「SumaMachi 健康管理機能」送信）を使用した登校時の健康観察（例）



(文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (Ver. 4) P. 23 一部修正)

➤ 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

□校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合も出勤させないようにする。
(児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとる)

□コロナワクチン接種後に体調不良がみられる場合
コロナワクチンを接種した児童生徒で、明らかに新型コロナウイルス接種による副反応の症状がある場合(接種日から3日以内)は登校しなくても欠席とせず「出席停止」とする。

<臨時休業の範囲や条件の例>

□学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、市教育委員会が学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討を行う。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
- ① 学級において複数の児童生徒等の感染が判明し、かつ未診断の風邪等の症状を有する者が多数いる場合。(※ただし、学校に来ていない者の発症は除く。)
 - ② その他、設置者が必要と判断した場合
- 学級閉鎖の期間としては、3～5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

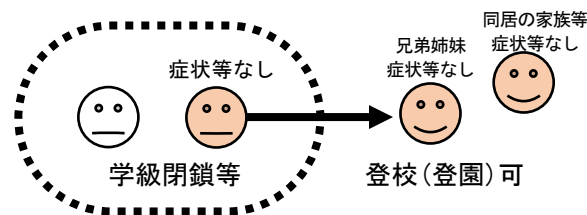
□ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

□ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

➤ 学級閉鎖等の場合の兄弟姉妹の登校(登園)の扱いについて

- 市立小中学校が学級閉鎖等となった場合、学級閉鎖等となったクラスに在籍する児童生徒自身やその家族に、発熱等体調不良の症状がなければ、その兄弟姉妹の登校(登園)を可とする。
- 市立小中学校以外の高等学校等や保育園等が学級閉鎖等(休園含む)となった場合の市立小中学校在籍の兄弟姉妹の登校の扱いについても、同様の考え方とする。



◆ 登校後に体調不良になった場合の対応

- ・登校後に体調不良（咳や発熱等のかぜ症状）になった場合、マスクの着用をうながす場合がある。
- ・登校後に体調不良になり早退する場合は、小中学校に在籍する兄弟姉妹も早退になる場合がある。
- ・兄弟姉妹が同じ学校や別の学校（小中学校）にいる場合は、学校内・小中学校間で情報の共有を図り、直ちに該当する児童生徒の健康観察と検温をし、健康状態に問題がある場合のみ早退となる。無症状である場合は早退とはならない。
- ・保護者には、翌日以降の健康観察を十分留意するように伝える。
- ・保護者は、学校から連絡を受け兄弟姉妹も同時に引き取りたい場合、児童生徒の通う学校へその旨を連絡し対応をする。

◆ 本人及び同居の家族等が濃厚接触者になった場合

- ・児童生徒本人が濃厚接触者である場合は登校をしない。この場合の出席に関する扱いは「出席停止」とする。
- ・保護者は必ず学校に連絡（電話または健康管理カード・「SumaMachi 健康管理機能」）する。
- ・同居の家族等が濃厚接触者に特定されただけでは、その家族の行動制限はないことから、登校を可とする。しかしその家族に感染が判明した場合は、児童生徒の登校を不可とする。

5. 欠席する児童生徒への配慮・学びの保障について

- 感染拡大の不安により、保護者から休ませたいと相談があり、合理的な理由（※）があると校長が判断した児童生徒については、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とし、「出席停止・忌引等」の日数として扱う。

※（合理的な理由の例）生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患があるものがあるなどの事情があって、他に手段がない場合等

- やむを得ず登校できない児童生徒の学びを保障するために、学校の指導計画を踏まえ、紙の教材や学校に整備された1人1台端末等のICTを活用した家庭学習の課題を提示し、電話等による学習状況・成果の把握に努める。

【考えられるICTを活用した対応例】

- ・「NHK for School」「文部科学省：子供の学び応援サイト」を提示し、学校での学習内容を補充できる動画の視聴を促す。
- ・教員と児童生徒のコミュニケーションツールとして、「ビデオ通信アプリ」や「Web会議システム」を活用し、表情を見ながら学習・生活状況、健康状態の確認を行う。
- ・必要に応じてオンラインを活用した授業等を実施する。

- 学級閉鎖等の場合は、可能な限り、1人1台端末の家庭への持ち帰りを実施し、課題の配付・回収やWEB会議システム等を用いたオンライン朝の会、またオンライン授業等、できる方法で児童生徒の学びを保障していく。その際には、「えびなルールブック」を踏まえて使用上のルール（使用時間や学習に関係のないサイトの視聴等）を当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、家庭への協力を呼び掛ける。
- 各家庭に、安定的にWi-Fiが利用できる環境が整備されているか把握し、ない場合は市教育委員会より教育用Wi-Fiルーター本体の貸出ができることを伝える。
- WEB会議システム等を用いた通信を学校と各家庭間で行い通信状況や家庭での機器の状況等を把握したりするなど、平時よりICT活用に向けて進めていく。

6. 児童生徒の心のケア等について

教員や多くの子どもたちが、マスクを着用し、表情や感情が読み取りづらい状況を継続することは児童生徒の健全な発達においてリスクを伴うものである。

各校においては、このことを念頭におきながら児童生徒の状況に応じて適切に対応し、時間がかかってもコロナ前の教育活動に戻していくよう努める。

➤ マスクを外すことに対する恐怖心や不安感への対応

- 恐怖心や不安感に対しては、丁寧に対応する。
- マスクの着脱については、本人・保護者の意思を尊重し、強制とならないよう十分に配慮する。
- その他の活動制限等の緩和についても児童生徒の思いに丁寧に寄り添い対応する。

➤ 差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などへの対応

- 感染症について児童生徒等に自ら考えさせる機会を作り、正しい行動に結びつけていく。
- 感染した児童生徒等に対する差別、偏見、いじめにつながる行為を許さない。
- 同調圧力による強制や差別にならないよう、個人的な事情に配慮し理解に努める。
- 誰もが安心して登校・相談できる雰囲気を学校全体で作る。

➤ 児童生徒の状況把握

- 児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然としてストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられる。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。
- 児童生徒が感染の不安を理由に長期欠席している場合であっても、背景にその他の問題がないかも含め、児童生徒の状況を的確に把握する必要があることに留意する。
- 欠席している児童生徒等に対しては、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携を行うなどにより、定期的に児童生徒の状況を把握する。

最も一般的な症状

- 発熱
- 空咳
- 倦怠感

あまり一般的ではないが人によっては出現する症状

- 味覚や嗅覚の消失
- 鼻づまり
- 結膜炎（目の充血）
- 喉の痛み
- 頭痛
- 筋肉痛および関節痛
- さまざまな種類の皮膚の発疹
- 吐き気と嘔吐
- 下痢
- 寒気または目まい

重い症状

- 息切れ
- 食欲不振
- 錯乱
- 胸部の持続的な痛みや圧迫感
- 高熱（38℃以上）

その他のあまり一般的でない症状

- 興奮
- 錯乱
- 意識の低下（時に発作を伴う）
- 不安
- うつ状態
- 睡眠障害
- 脳卒中、脳の炎症、せん妄、神経損傷など、より重篤で稀な神経学的合併症